

仕 様 書

本仕様書は、長岡市(以下「市」という。)が「令和5年度長岡市 e スポーツを活用した関係・交流人口拡大業務(以下「本業務」という。)」を委託するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

令和5年度長岡市 e スポーツを活用した関係・交流人口拡大業務

2 業務目的

当市では、人口減少・高齢化の進展による担い手不足で、集落機能の維持や地域の活力低下が懸念され、支所地域は特にその傾向が顕著であり、早急な対策が必要である。

このため、年齢や性別などの垣根なく楽しめる新たなデジタルコンテンツとして注目を集め、若者を中心に年々競技人口が増加している「e スポーツ」を活用し、若者を中心とした関係・交流人口の創出・拡大や山積する地域課題解決のための、地域づくり・デジタル人材の掘り起こしと育成等を行い、支所地域の住民が10年後も安心して住み続けられる持続性の高い地域づくりを目指すもの。

3 委託期間

契約の日から令和6年3月31日(日)まで

4 業務内容及び業務用件

業務の内容は以下のとおりとする。具体的な内容については、事業者において検討し、提案すること。なお、以下に記載以外の「企画・広報・会場設営・運営・撤去」などの事業に必要な一切の業務を行うものとする。

(1) e スポーツ体験会開催運営業務

- ・ 目 的 e スポーツを広く体験・体感できる機会の提供

- ・開催場所 寺泊地域及び栃尾地域のeスポーツスペース
- ・開催回数 年2回（寺泊地域1回、栃尾地域1回）
- ・対象者 若者（大学生～30代を想定）
- ・形式 自由参加、初心者向け体験など
- ・業務内容
 - ・事前準備 開催内容の企画、関係者との調整・支援、会場の設営、イベントの告知など
 - ・当日運営 必要なスタッフの配置、進行、スタッフによるゲームの操作方法等の説明、アンケートの実施、記録用写真の撮影など
 - ・実施後 アンケートなどを活用した事業の分析、まとめなど

（2）eスポーツ試行イベント開催運營業務

- ・目的 eスポーツを広く体験・体感できる機会提供、交流人口の増加
- ・開催場所 寺泊地域及び栃尾地域のeスポーツスペース
- ・開催時期 年2回（寺泊地域1回、栃尾地域1回）
- ・対象者 若者（大学生～30代を想定）
- ・形式 事前申込み、司会や解説者を取り入れたオフラインでの開催
- ・業務内容
 - ・事前準備 開催内容の企画、関係者との調整・支援、会場の設営、イベントの告知など
 - ・当日運営 必要なスタッフの配置、進行、スタッフによるゲームの操作方法等の説明、アンケートの実施、記録用写真の撮影など
 - ・実施後 アンケートなどを活用した事業の分析、まとめなど

（3）eスポーツ官民連携推進協議会準備会の運營業務

- ・目的 地域課題解決に向けた検討・推進体制の確立に向けた準備会の立ち上げ、運営
- ・開催回数 年2回
- ・メンバー eスポーツ実践者、地域団体、事業者、市等（7人程度、謝金あり）

- ・業務内容 議題の検討、資料作成、会議進行、議事録作成など

(4) 人材育成講座の開催運営業務

- ・目的 eスポーツを通じて、将来的に地域課題等を解決する担い手を確保するため、デジタル人材、地域づくり人材の掘り起こし、育成を行う講座、講演、シンポジウム等の開催
- ・開催回数 年6回
- ・対象者 若者（大学生～30代を想定）
 - ・事前準備 講座内容の企画、関係者との調整・支援、会場の設営、講座開催の告知など
 - ・当日運営 必要なスタッフの配置、進行、アンケートの実施、記録用写真の撮影など
 - ・実施後 アンケートなどを活用した事業の分析、まとめなど

(5) 長岡市eスポーツロゴの作成

- ・本市のeスポーツの取組を象徴するロゴを制作すること。
- ・ロゴは、チラシやポスター、HPなど様々な媒体で活用する。

(6) eスポーツ推進アクションプランについて

- ・業務目的を達成するためのアクションプラン（令和5年度から令和9年度までの5か年）を作成すること。

(7) 実施報告書について

- ・各業務ごとの実績、アンケート集計、分析のほか、業務全体の分析や考察を含む。
- ・その他、軽微な報告は随時、電子データ、紙面、口頭などで行う。

(8) 上記(1)～(7)の遂行にあたっての打合せ及び総合アドバイス業務

- ・開催形式 現地及びオンライン
- ・開催回数 随時

なお、提案における留意事項は次のとおり

- ・本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業であり、本事業及び交付金の趣旨に沿った提案であること。

- ・本業務の目的を踏まえ、効果的に目的が達成できる業務がある場合は、提案上限額の範囲内において、上記の業務に追加して提案することができる。
- ・寺泊地域及び栃尾地域のeスポーツスペース（各5台のeスポーツパソコンを整備）の活用を想定し、提案すること。
- ・連携可能な事業者や地域団体（住民）がいる場合、その名称と役割を明確にして提案すること。
- ・本業において知的財産権が発生する場合は、必要な手続等を行うこと。
- ・本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大の予防に向けて必要な措置を行うことを前提とすること。

5 備考

ア 提出された企画の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本委託業務の実施に際しては、市と十分に協議及び調整を行ったうえで実施することとし、協議及び調整の結果、契約締結後に予算の範囲内で実施内容を変更する場合がある。

イ 本委託業務を円滑に遂行するため、市は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

ウ 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等の素材を使用する場合、受注者は、その使用に関する一切の責任を負うこと。

エ 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）は、原則、本市に帰属する。

オ 市は制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができるものとする。

カ 本委託業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。

キ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて市と受注者が協議の上、定めるものとする。